

文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成29年法律第73号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付ける。

また、その所掌事務に、

①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

を追記し、文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。

2. 芸術に関する教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。

※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。

3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

※ 社会教育施設としての博物館(文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む)に関する事務全般を文化庁で所管することとする。

4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1.～3.の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

施行期日 平成30年10月1日